

I. 県道三保駒越線の基準について

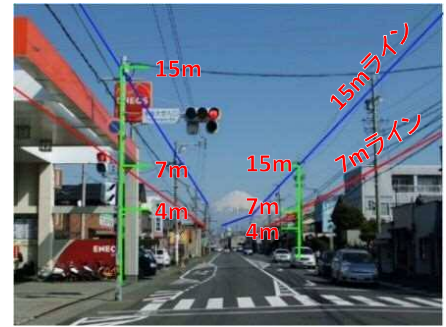
(1) 目標: 世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成する景観づくり



景観 個別方針 背景の富士山への眺望に配慮するとともに、沿道のまち並みにまとまりを感じることができる景観の形成を目指す。

屋外広告 個別方針 富士山が眺めることのできる、7mラインを広告物の上限とし、景観形成を目指す。

※15mは、現状設置可能な最高高さです。



現状イメージ

○突出した高さの建物を避ける
○広告物の設置は7m以下
○派手すぎない落ち着いた色彩

望む将来像

世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成する

(2) 景観計画重点地区の景観形成基準

① 配置・規模

○周辺の建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは、原則、10m以下とする。※詳細は本編参照
○10mを超える場合は10mを超える部分を下階(県道三保駒越線に面する部分)から1m以上後退する。

② 形態・意匠

○富士山の魅力を際立たせるため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。
○長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。

③ 色彩(建築物・工作物)

○派手過ぎる色彩とせず、別表1の範囲とする。

外壁の色彩 **屋根の色彩**

派手で多数の色使いの外壁・屋根・工作物を避け周辺の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩とする

④ 建築設備

○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。
○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。

⑤ 外構・緑化等

○三保松原や背景の富士山等との調和と開放的な沿道景観を創出するため、道路境界部に外構を設ける場合は、植栽等による緑化に努める。
○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)とする。
○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。

(3) 広告景観整備地区の整備基準

⑥ 共通基準

○道路その他公共の土地に突き出ないものとする。
⇒自己所有の土地内で完結する広告
○電飾設備は、動光、点滅照明、回転するもの及びネオン管、発光ダイオード(LED)の光源が直接見える構造のもの(広告物を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
○地色は、彩度5以下にする。

⑦ 野立てのもの

○高さは地上7m以下
○高さが4mを超えるものの個数は、1敷地につき1個
○表示面積は1面10㎡以内とし、合計は20㎡以内

⑧ 建築物の屋上に設置するもの

○設置高さは上端が7mを超えないもの
○広告物の高さは設置個所までの高さの2/3以下



⑨ 建築物の壁面から突き出すもの

○建築物の片側に集約、複数掲出する場合は同一規格にすること。
○外壁からの出幅は1m以下
○表示面積の合計は10㎡以内

⑩ 建築物の壁面及び塀を利用するもの

○表示面積は、その壁面面積の1/5以内
○1つの広告物の表示面積は合計10㎡以内
○複数設置する場合は、大きさや配置を揃える。(同一規格)

⑪ その他

○工作物等を利用するもの突き出すものは設置不可
○その他の広告物等アドバルーン・道路を横断するものは、設置不可

別表1 (③色彩)

- 外壁の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。
ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- 屋根の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いた色彩とする。
- 「清水港・みなと色彩計画」で定める地区内の建築物等については、これによる。

色彩の基準		
外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)
屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0 (使用可)
工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	-	4以下
無彩色	-	-
広告物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	-	5以下
無彩色	-	-

(イメージ図)

外壁色

屋根色

工作物色

広告物色

■ 外壁、屋根の無彩色(白・灰色・黒)

0 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 7.5 8.0 8.5 9.0 9.5 10.0

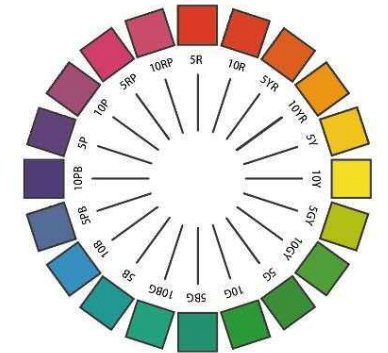
参考資料

マンセル表色系(色彩基準の数値)について

本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

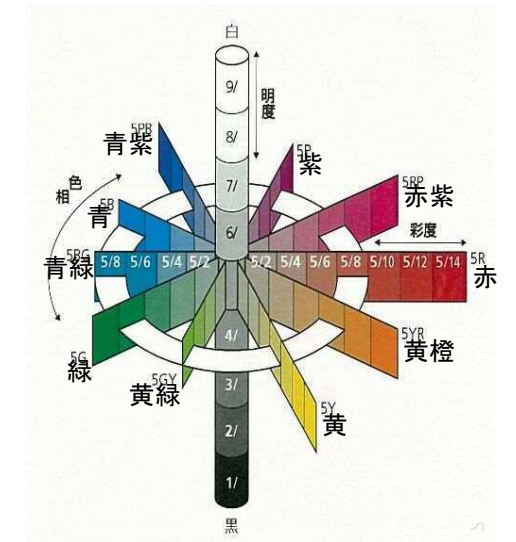
①色相

色相とは色合いを表します。
色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。
0R(=10RP)→1R→2R→3R→4R→5R→6R→7R→8R→9R→10R(=0YR)。



②明度

明度とは明るさを表します。
色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

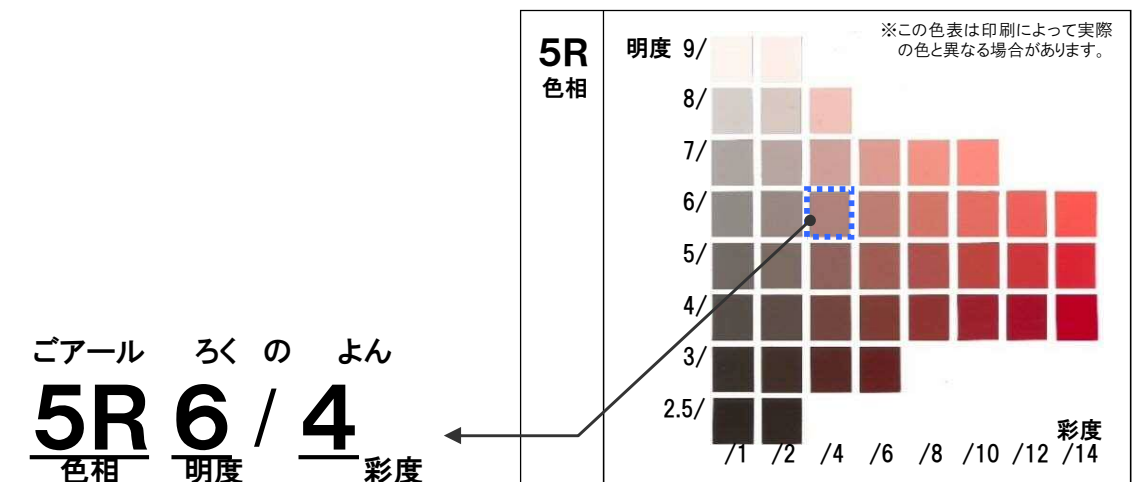


③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。
色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

④マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5 R 6 / 4」は、「5アール 6の4」と読みます。
なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、「N 9.0」と表し、「エヌ 9の0」と読みます。



II. 市道塚間羽衣線の基準について

(1)目標:名勝三保松原と調和した住商一体の魅力ある景観づくり



景観

個別方針 沿道の住宅地や背後の三保松原と商業施設等が一体となった景観の形成を目指す。

屋外広告

個別方針 15mの上限高さから5mを屋上広告物の上限とし、野立広告については、3mを上限とし、理想形の景観形成を目指す。

※15mは、現状設置可能な最高高さです。



○突出した高さの建物を避ける
○広告物の設置は5m以下
○派手すぎない落ち着いた色彩

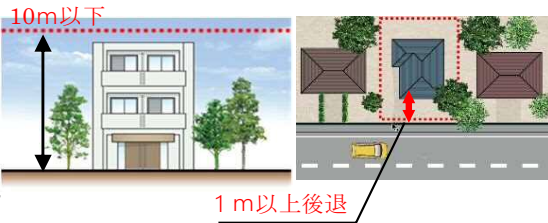


三保松原等と調和した沿道景観を形成する

(2)景観計画重点地区の景観形成基準

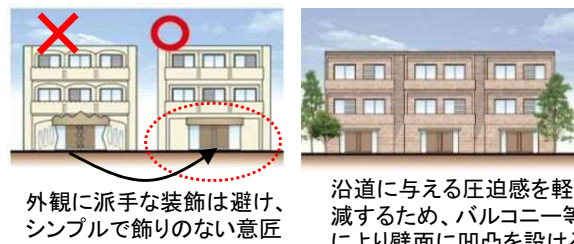
① 配置・規模

○ゆとりある沿道景観を創出するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。※詳細は本編参照(対象:市道三保6号線から羽衣海岸線までの区間)
○周辺の建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは10m以下とする。



② 形態・意匠

○周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。
○長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。



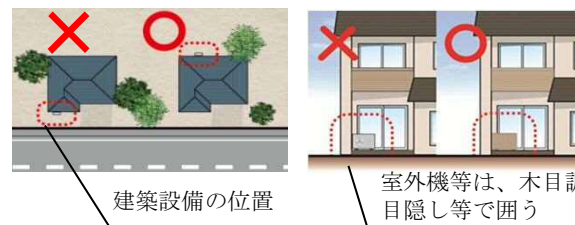
③ 色彩(建築物・工作物)

○派手過ぎる色彩とせず、別表2の範囲とする。
外壁の色彩
屋根の色彩
○派手で多数の色使いの外壁・屋根・工作物を避け周辺の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩とする



④ 建築設備

○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。
○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。



⑤ 外構・緑化等

○三保松原の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。
○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)とする。
○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。



(3)広告景観整備地区の整備基準

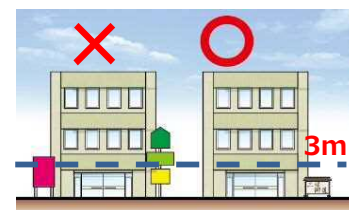
⑥ 共通基準

○道路その他公共の土地に突き出ないものとする。
⇒自己所有の土地内で完結する広告
○電飾設備は、動光、点滅照明、回転するもの及びネオン管、発光ダイオード(LED)等の光源が直接見える構造のもの(広告物を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
○地色は、彩度5以下にする。



⑦ 野立てのもの

○高さは地上3m以下、1敷地につき1個
○表示面積は1面3㎡以内とし、合計は6㎡以内
○道路境界から1m以上後退



⑧ 建築物の屋上に設置するもの

○設置高さは上端が5mを超えないもの
○広告物の高さが設置個所までの高さの2/3以下

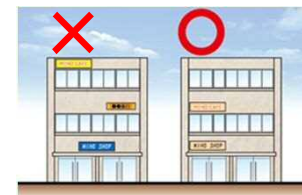


⑨ 建築物の壁面から突き出すもの

○設置不可

⑩ 建築物の壁面及び塀を利用するもの

○表示面積は、その壁面面積の5分の1以内
○広告物の表示面積は合計6㎡以内
○複数設置する場合は、大きさや配置を揃えたもの(同一規格)



⑪ その他

○工作物等を利用するもの突き出すものは設置不可
○その他の広告物等アドバルーン・道路を横断するものは設置不可
○のぼり設置不可

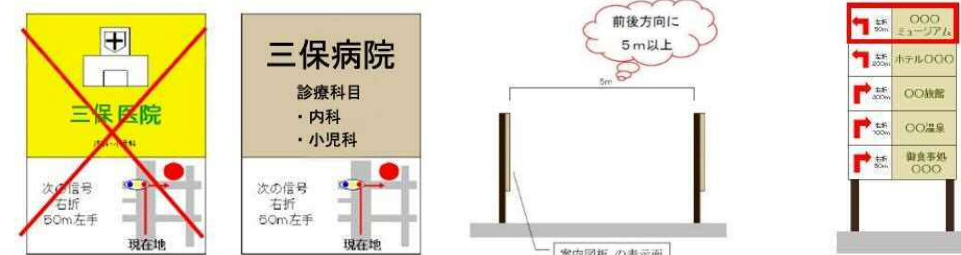
⑫ 案内広告物

■基本方針
新規路線であり、道路の開通とともに案内板等が乱立する可能性がある。三保半島に相応しい景観を保全するために、必須の内容等以外の規制を設ける。

■基準

①案内板等の設置場所から案内対象までの距離が10km以内のものであること。
②高さは、地上3m以下であること。道路区域から1m以内に設置しないこと。
③案内板の表示面積は1㎡以内とし、サービス内容・商品名・写真・絵等の表示がないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。

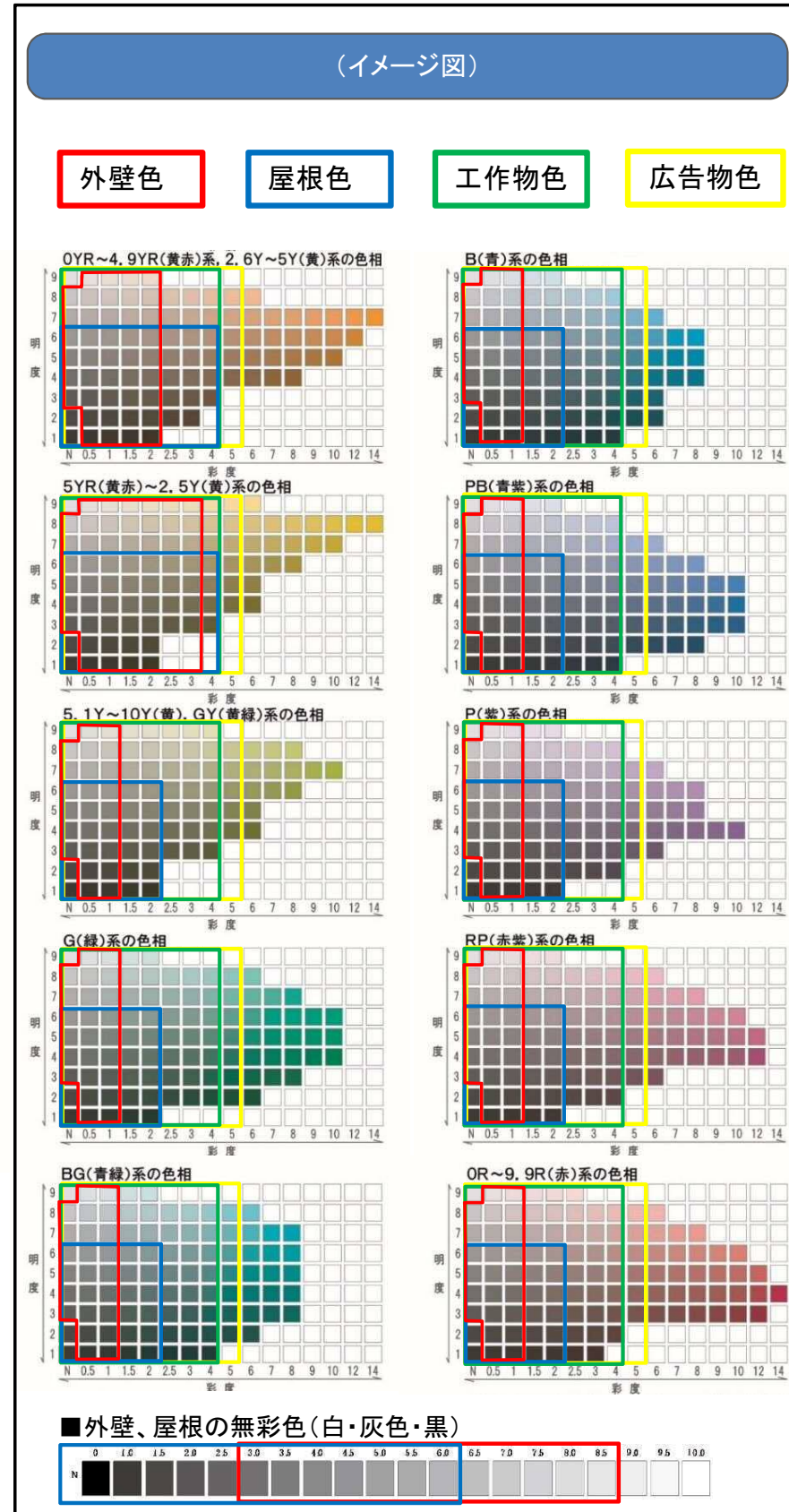
④案内板を設置する相互間隔は5m以上、個数は一敷地に1個であること。
⑤地色は、彩度5以下のものであること。
⑥4者以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が5㎡以内、1者当たりの表示部分の面積が1㎡以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。



別表2 (③色彩)

- 外壁の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある景観を創出するため、派手過ぎる色彩としない。
ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- 屋根の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある落ち着いた景観を創出するため配慮するため、落ち着いた色彩とする。

色彩の基準		
外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	9以下	2以下
5YR~2.5Y		3以下
上記以外の有彩色		1以下
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)
屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0 (使用可)
工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	-	4以下
無彩色	-	-
広告物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	-	5以下
無彩色	-	-



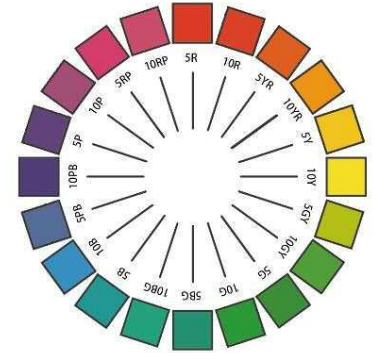
参考資料

マンセル表色系(色彩基準の数値)について

本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

①色相

色相とは色合いを表します。
色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。
0R(=10RP)→1R→2R→3R→4R→5R→6R→7R→8R→9R→10R(=0YR)。

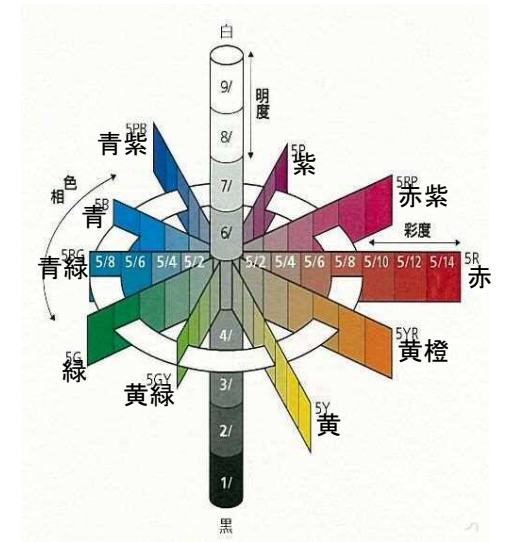


②明度

明度とは明るさを表します。
色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

③彩度

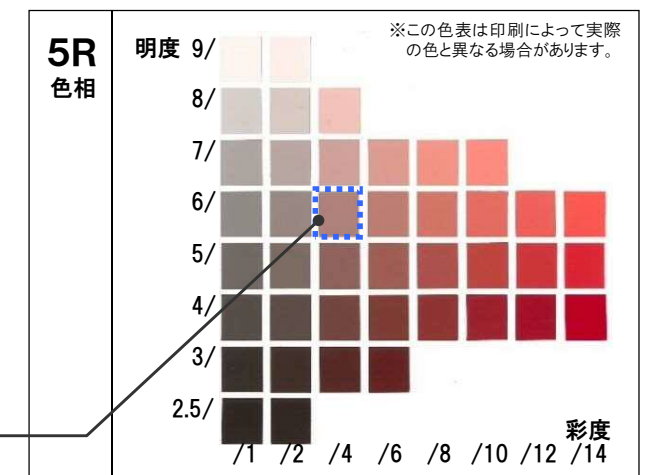
彩度とは色の鮮やかさを示します。
色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。



④マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5 R 6 / 4」は、「5アール 6の4」と読みます。
なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、「N 9.0」と表し、「エヌ 9の0」と読みます。

ごアール ろくの よん
5R 6 / 4
色相 明度 彩度



Ⅲ. 市道羽衣海岸線の基準について

(1)目標:名勝三保松原や駿河湾への眺望と一体となった連続性のある景観づくり



景観
個別方針 新設道路の沿道のまち並みとして連続性を感じることのできる魅力ある沿道景観を目指す。

屋外広告
個別方針 三保松原と駿河湾眺望が眺める東側は広告物の設置を禁止とし、西側は、5mを屋上広告物の上限とし、野立広告については、3mを上限とし理想的形の景観形成を目指す。
※15mは、現状設置可能な最高高さです。

現状イメージ

- 突出した高さの建物を避ける
- 広告物の設置は5m以下
- 派手すぎない落ち着いた色彩

望む将来像

三保松原や駿河湾への魅力ある眺望と一体となった景観を形成する

(2)景観計画重点地区の景観形成基準

① 配置・規模

○周辺の建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは、原則、10m以下とする。※詳細は本編参照
○10mを超える場合は10mを超える部分を下階(市道羽衣海岸線に面する部分)から1m以上後退する。
○ゆとりある沿道景観を創出するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。
※詳細は本編参照
※ただし、「三保久能海岸風致地区」の区域内については風致地区における許可基準による。

④ 建築設備

○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。
○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。

② 形態・意匠

○三保松原や駿河湾等の自然景観と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。
○長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。

⑤ 外構・緑化等

○松原や駿河湾等の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。
○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)とする。
○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。

③ 色彩(建築物・工作物)

○派手過ぎる色彩とせず、別表3の範囲とする。

外壁の色彩
屋根の色彩

派手で多数の色使いの外壁・屋根・工作物を避け周辺の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩とする

(3)広告景観整備地区の整備基準

⑥ 共通基準

○道路その他公共の土地に突き出ないものとする。
⇒自己所有の土地内で完結する広告
○電飾設備は、動光、点滅照明、回転するもの及びネオン管、発光ダイオード(LED)等の光源が直接見える構造のもの(広告物を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
○地色は、彩度5以下にする。

回転灯
ネオン管露出
電光掲示板

⑦ 野立てのもの

○高さは3m以下、1敷地につき1個
○表示面積は1面3㎡以内とし、合計は6㎡以内
○道路境界から1m以上後退

⑧ 建築物の屋上に設置するもの

○設置高さは上端が5mを超えないもの
○広告物の高さが設置個所までの高さの2/3以下

⑨ 建築物の壁面から突き出すもの

○設置不可

⑩ 建築物の壁面及び塀を利用するもの

○表示面積は、その壁面面積の5分の1以内
○広告物の表示面積は合計6㎡以内
○複数設置する場合は、大きさや配置を揃えたもの(同一規格)

⑪ その他

○工作物等を利用するもの突き出すものは設置不可
○その他の広告物等アドバルーン・道路を横断するものは設置不可
○のぼり設置不可

⑫ 案内広告物

■基本方針
新規路線であり、道路の開通とともに案内板等が乱立する可能性がある。三保半島に相応しい景観を保全するために、必須の内容等以外の規制を設ける。

■基準

- 案内板等の設置場所から案内対象までの距離が10km以内のものであること。
- 高さは、地上3m以下であること。道路区域から1m以内に設置しないこと。
- 案内板の表示面積は1㎡以内とし、サービス内容・商品名・写真・絵等の表示がないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- 案内板を設置する相互間隔は5m以上、個数は一敷地に1個であること。
- 地色は、彩度5以下のものであること。
- 4者以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が5㎡以内、1者当たりの表示部分の面積が1㎡以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。

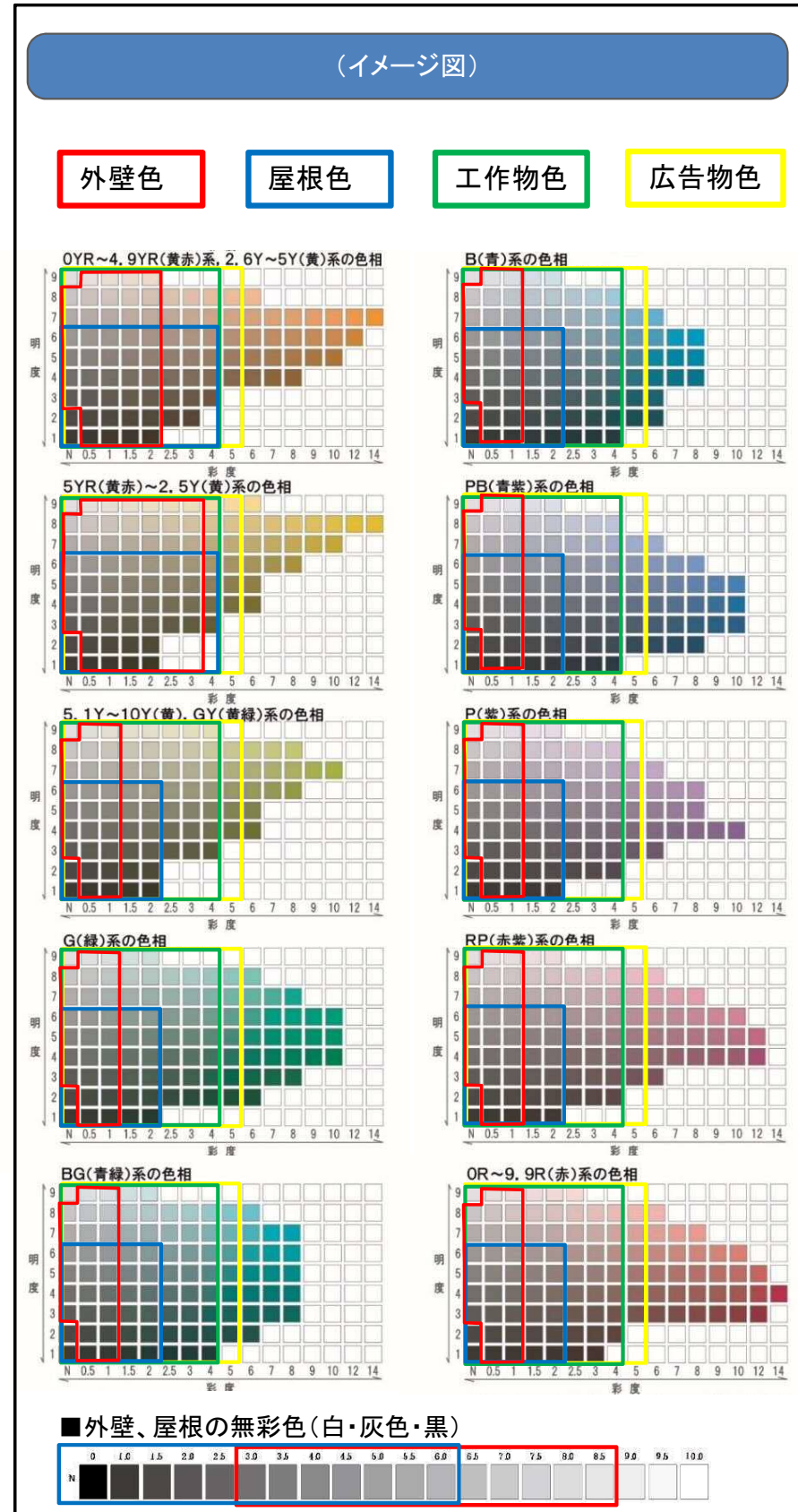
三保病院
診療科目
・内科
・小児科

案内図板の表示面

別表3 (③色彩)

- 外壁の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある景観を創出するため、派手過ぎる色彩としない。
ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- 屋根の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある落ち着いた景観を創出するため配慮するため、落ち着いた色彩とする。

色彩の基準		
外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	9以下	2以下
5YR~2.5Y		3以下
上記以外の有彩色		1以下
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)
屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0 (使用可)
工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	-	4以下
無彩色	-	-
広告物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	-	5以下
無彩色	-	-



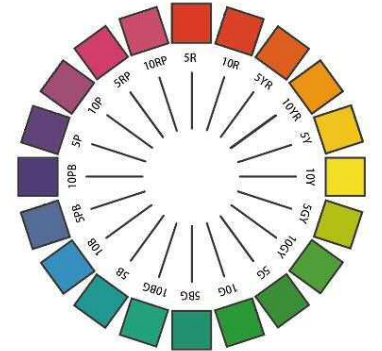
参考資料

マンセル表色系(色彩基準の数値)について

本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

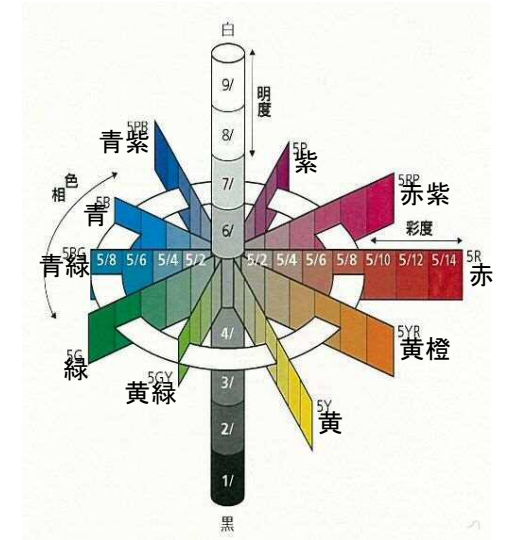
①色相

色相とは色合いを表します。
色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。
0R(=10RP)→1R→2R→3R→4R→5R→6R→7R→8R→9R→10R(=0YR)。



②明度

明度とは明るさを表します。
色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。



③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。
色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

④マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5 R 6 / 4」は、「5アール 6の4」と読みます。
なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、「N 9.0」と表し、「エヌ 9の0」と読みます。

